

令和6年度横浜市マイクロチップ装着推進事業

補助を希望する市民の皆様へ

飼い犬・飼い猫が迷子になってしまったときに飼い主のもとへ早期返還するために、

令和6年4月1日(月)以降に施術した犬と猫のマイクロチップ装着費用の一部を横浜市が補助します。

- 補助頭数: 450頭程度
 - 補助金額: 1頭につき、1,500円(ただし施術費用が1,500円未満の場合は支払った額)
※申請後3~4か月程で、申請者の口座に振込まれます。
 - 対象者: 横浜市民
 - 対象動物: 市民が市内で飼育する犬と猫。つぎの条件をすべて満たしていること。
 - ① 令和6年4月1日(月)以降に市内の登録動物病院でマイクロチップを装着していること。
※第一種動物取扱業者が営利を目的として飼養しているものは、補助の対象外です。
※ペットショップなどでマイクロチップ装着済の犬または猫を購入した場合は、補助の対象外です。
 - ② 指定登録機関にマイクロチップの情報登録が完了していること。
 - ③ 補助金申請時まで、登録証明書が申請者の手元にあること。(Eメールまたは郵送で送付されます。)
郵送手続きの場合、登録までに時間を要する場合がありますのでご注意ください。
- <犬の場合>
- ④ 狂犬病予防法に基づく犬の登録が横浜にされていること。
 - ⑤ 令和6年度狂犬病予防注射済票の交付手続きが済んでいること。



ピッ

39214*****
世界でほくだけの
15ケタの数字なんだ

- ・装着代金とは別に、マイクロチップの情報登録手数料が、別途かかります。
これは補助金の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・マイクロチップのデータ登録方法等についてのお問合せ先
○ 指定登録機関(公益財団法人日本獣医師会): TEL 03-6384-5320



<https://reg.mc.env.go.jp>

※犬猫にマイクロチップを装着した飼い主は、その日から30日以内に指定登録機関にマイクロチップの情報登録をしなければいけません。登録方法については指定登録機関へお問い合わせください。

- 申請方法: 横浜市動物愛護センターへ郵送または窓口に直接持参。

横浜市動物愛護センター

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4
TEL 045-471-2111、FAX 045-471-2133

- 申請受付期間: 令和6年5月7日(火)から令和7年3月5日(水)まで(消印有効)。

- **!! ご注意 !!**
 - ・本年度の予算がなくなり次第、申請期間内であっても終了します。
 - ・書類の不備がないよう、必ずご確認ください。

【提出書類】

- 申請書: 朱肉印を押印。シヤチハタ等の浸透印、ゴム印は使用不可です。
※窓口申請の場合は、朱肉印もご持参ください。書類を訂正する際に必要です。
- 申請書別紙: 3頭以上申請する場合のみ。
- 登録動物病院発行の領収書(コピー): 宛名が申請者本人のフルネームであること。
※間違いがあると補助金交付ができなくなることがあります。領収書受取時に必ずご確認ください。
- 指定登録機関交付の登録証明書のコピー(電子データの場合は印刷)
- マイクロチップ装着日が確認できる書類(コピー): 獣医師発行のマイクロチップ装着証明書など。
◎提出書類は、A4用紙の大きさにまとめ、書類画面への貼付(印刷)や重ね貼りはしないでください。

各種申請書類、登録動物病院名簿及び申し込み状況は横浜市動物愛護センターのホームページに掲載しています。

ホームページURL:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/hiyojosei/microchip.html>



令和6年度横浜市マイクロチップ装着推進事業

申請の流れ

- 1 登録動物病院名簿から、装着施術を実施する動物病院を選びます。
事前に必ずお電話でマイクロチップ装着の予約をしてください。
※横浜市の補助金を申請することもお伝えください。

登録動物病院名簿は、横浜市動物愛護センターのホームページ等で確認できます。

- 2 登録動物病院で、対象の犬または猫にマイクロチップを装着します。

- 3 施術後に、登録動物病院から領収書及びマイクロチップ装着証明書を発行してもらい、コピーを1通ずつ用意してください。

- 4 **指定登録機関**へMC情報の登録をしてください。

※公益社団法人日本獣医師会が民間事業として実施しているマイクロチップ登録制度(AIPO)とは異なります。

- 5 情報登録が完了すると、指定登録機関から登録証明書が交付されます。
※オンラインで申請した場合、情報登録完了後指定登録機関からメールで登録証明書(PDFデータ)が送付されますので、ダウンロードしてください。



- 6 必要書類(申請書、登録動物病院発行の領収書のコピー、**登録証明書(コピーまたは印刷したもの)**と**マイクロチップ装着日が確認できる書類(コピー)**)を揃え、申請してください。

※横浜市動物愛護センターへ郵送、または直接持参してください。

2~3か月程度

※MC装着日の記載がある動物病院発行の領収書でも可

- 7 横浜市動物愛護センターから「補助金交付決定通知書」(または「補助金不交付決定通知書」)を郵送します。

1か月程度

- 8 補助金の交付が決定した場合、申請時に記載された口座に、補助金を振込みます。

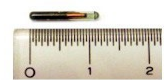
※申請から振込みまでに3~4か月程度かかります。

★マイクロチップとは…

マイクロチップは、直径2mm、長さ約8~12mmの円筒形の電子標識器具で、内部はIC、コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われています。

それぞれのチップには、世界で唯一の15桁の数字が記録されており、この数字を専用のリーダー(読取器)で読み取ることができます。

動物の安全で確実な身元証明の方法として、世界中で広く使われています。



各種申請書類、登録動物病院名簿及び申し込み状況は横浜市動物愛護センターのホームページに掲載しています。

ホームページURL:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/hiyojosei/microchip.html>

ホームページQRコード →



お問合せは、横浜市動物愛護センター TEL 045-471-2111 FAX 045-471-2133 まで